障がい者である職員の雇用状況について

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の規定に基づき、厚生労働大臣に通報した令和6年6月1日現在の障がい者である職員の任免状況については、次のとおりです。

・障害者雇用率

	法定雇用障がい者 数の算定の基礎と なる職員の数	障がい者で ある職員の 数	障がい者雇用率 ※法定雇用率 2.8%	不足数
町長部局及び 教育委員会部局	262 人	5人	3 (2/1) 1.91%	2人

(注意)

- 1. 遊佐町は、障害者の雇用の促進等に関する法律第42条の規定による特例認定を受けているため、町長部局、教育委員会部局に勤務する職員を合算しています。
- 2. ①、②については「障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る手引き」に基づき算定しているため、実際の職員数とは異なります。
- 3. 障がいの種別・区分・種類別の人数及び直近1年間に雇い入れた人数については、 人数が少数であり、特定の者が障がい者であること又はその障がいの程度が推認 されるおそれがあるため、非公表とします。